

熊本県民生委員・児童委員証交付取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の活動を円滑に進めるため、熊本県民生委員・児童委員（熊本市を除く。）であることを証する証票（以下「民生委員証」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（交付）

第2条 民生委員・児童委員として委嘱されたときに、民生委員証（別記第1号様式）を交付するものとする。

（再交付）

第3条 民生委員・児童委員は、民生委員証（別記第1号様式）を破損し、若しくは紛失し、又は記載事項等に変更があったときは、速やかに、民生委員・児童委員証再交付申請書（別記第2号様式）を熊本県知事に提出しなければならない。

（携帯）

第4条 民生委員・児童委員は、その活動を行うときは、民生委員証（別記第1号様式）を携帯し、求められたときは、提示しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第5条 民生委員・児童委員は、民生委員証（別記第1号様式）を第三者に貸与し、若しくは譲渡し、又は記載事項を改ざんしてはならない。

（返納）

第6条 民生委員・児童委員は、解嘱等により民生委員・児童委員でなくなったときは、遅滞なく民生委員証（別記第1号様式）熊本県知事に返還しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成20年1月28日から施行する。

2 この施行の日において、現に民生委員・児童委員である者には、第2条の規定にかかわらず、民生委員証（別記第1号様式）を単独で交付するものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

(別記第 1 号様式)

表面

1 区域担当民生委員・児童委員 (縦 5. 3 cm×横 8. 5 cm)

民生委員・児童委員証	
写真 (3.0× 2.5cm)	氏 名 ○○ ○○
	担当区域 (市町村名)
	発行日 令和 年 月 日
	有効期限 令和 年 月 日
上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第 16 条に規定する 民生委員・児童委員であることを証明します。	
熊本県知事	
印	

2 主任児童委員 (縦 5. 3 cm×横 8. 5 cm)

民生委員・児童委員証(主任児童委員)	
写真 (3.0× 2.5cm)	氏 名 ○○ ○○
	担当区域 (市町村名)
	発行日 令和 年 月 日
	有効期限 令和 年 月 日
上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第 16 条に規定する 民生委員・児童委員(主任児童委員)であることを証明します。	
熊本県知事	
印	

裏面

注 意 事 項
1 民生委員・児童委員活動にあたり、必要な際に民生委員・児童委員であることを証明するものとして使用すること。
2 民生委員・児童委員として活動中は常に携帯すること。
3 他人への貸与もしくは譲渡又は記載事項の改ざんをしないこと。
4 破損もしくは紛失又は記載事項に変更があったときは、速やかに、熊本県知事に再交付申請を行い、再交付をうけること。
5 解嘱等により民生委員・児童委員でなくなったときは、遅滞なく熊本県知事に返納すること。

(別記第2号様式)

民生委員・児童委員証再交付申請書

以下の理由により、民生委員・児童委員証の再交付をお願いします。

令和 年 月 日

熊本県知事 様

(申請者)

市町村名：_____

氏 名：_____

(再交付を必要とする理由)

☐ 破損 (※破損した身分証明証を添付してください。)

☐ 紛失

☐ 記載内容の変更

・変更前 _____

・変更後 _____

☐ その他 理由：_____

※熊本県所管課記入欄

受付年月日	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日